平成２８年（フ）第３４１号
大阪市住吉区長居西１丁目１番５号
債務者　村井　秀和
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６２号
大阪府大東市新田本町９番11号　リバーサイド岡村50Ｂ
債務者　井口　義行
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７９号
大阪市都島区中野町２丁目15番28―214号
債務者　山脇　　香
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５６号
大阪府吹田市五月が丘南８番11―303号
債務者　林　　典子
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１号
広島県三次市十日市南４丁目９―25大下ハイツ101号、住民票上の住所広島県世羅郡世羅町大字本郷793番地５
債務者　福田　秀幸
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２７年（フ）第２３５号
福岡県久留米市城島町西青木494番地９
債務者　仁田原　悟
1　決定年月日時　平成28年２月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第２３６号
福岡県久留米市城島町西青木494番地９
債務者　仁田原喜久江
1　決定年月日時　平成28年２月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第６号
北海道小樽市長橋３丁目16番20号　アンソレイユ長橋103号室、前住所北海道小樽市清水町15番８号
債務者　児玉　芳絵（旧姓石澤）
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第１４６号
青森県八戸市根城７丁目２番30号
債務者　小山　和則
1　決定年月日時　平成28年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第１５６号
青森県八戸市大字白銀町字堀ノ外２番地101
債務者　丹波　好勝
1　決定年月日時　平成28年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第２３５号
秋田県南秋田郡八郎潟町字昼根下141番地
コーポレイクイースト１―１
債務者　福岡　雅浩
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２３６号
秋田県南秋田郡八郎潟町字昼根下141番地
コーポレイクイースト１―１
債務者　福岡和香子（旧姓大泉）
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２３７号
秋田市下新城小友字中坪163番地１
債務者　宇佐美典子
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９号
秋田市桜ガ丘２丁目14番地11
債務者　池田　　理
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０７２号
千葉県浦安市北栄３丁目36番13―307号セイワハイム
債務者　髙橋　潤輝
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１６０号
千葉市稲毛区稲毛東５丁目１番27号　サンシティ稲毛Ⅱ　103号
債務者　濱口　拓也
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３９１号
新潟市東区もえぎ野３丁目11番10号　萌木野ボペップハウス201号
債務者　上村　将人
1　決定年月日時　平成28年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
新潟地方裁判所民事部